

令和6年（ワ）第23号 ウェブページ削除等請求事件

原 告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被 告 宮 部 龍 彦 外 1 名

証 拠 説 明 書

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

令和8年7月22日

被 告 宮 部 龍 彦
被 告 示現舎合同会社
上記代表社員 宮 部 龍 彦

乙号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨
51	部落差別に関する民間運動団体への対応について（抜粋）	写し	令和6年3月13日～同月18日	久喜市長等	久喜市が、市職員に対するハラスメント行為等及び関係する公金会計が明らかでないことを理由として、関係団体等への対応停止、補助金廃止及び関係会議等からの脱退を含む方針を決定したこと。地方公共団体と部落差別に関する民間運動団体との関係が行政上の検討及び政策判断の対象となる公共的事項であること。

乙号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨
52	久喜市職員に対するハラスメント行為等に関する申入れ及び回答（抜粋）	写し	令和5年11月15日、 令和6年2月13日及び同年3月7日	久喜市長等	久喜市が、職員に対する恫喝ととれる暴言及び威圧的態度等の停止を申し入れ、回答側が、きつい言葉で叱責したことについて、ハラスメントと言われればそのとおりであるとして謝罪し、再発防止を表明したこと。行政職員に対する民間運動団体関係者の言動が公共的な検証及び批評の対象となり得ること。
53	久喜市公文書部分公開決定通知書（抜粋）	写し	令和8年6月25日	久喜市長	乙51及び乙52を含む文書が、久喜市情報公開条例に基づいて公開された公文書であること。
54	部落差別に関する人権行政における今後の対応について（宮代町）	写し	令和7年6月2日～同月11日	宮代町長等	宮代町、幸手市、蓮田市及び白岡市が、部落差別に関する特定の民間団体との連携を行わず、関係事業に参加せず、関係会議から退会する方針を決定し、部落解放同盟埼玉県連合会等に対する通知案を作成したこと。地方公共団体と民間運動団体との連携のあり方が現在も公共的な政策課題であり、同種事項について将来の取材、検証及び批評を行う社会的必要性があること。

乙号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨
55	宮代町公文書部分 公開決定 通知書	写し	令和8年6 月24日	宮代町 長	乙54が宮代町の公開公文書である こと及びその公開対象文書の範 囲。

なお、乙51ないし乙55は、原告新潟県連による各号証記載の個別行為を直接立証する趣旨ではなく、本件記事目録5が扱う問題の公共性及び将来にわたる公表禁止の相当性に関する補充証拠として提出する。

以上